

クリーンセンターへの 家庭系ごみの持ち込みについて

【問合わせ】クリーンセンター ☎23-3567

令和3年4月から

令和3年4月1日から家庭系ごみ(燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ)の有料化が始まります。4月以降のクリーンセンターへのごみの持ち込みについて、以下のとおりお知らせします。

ごみ処理手数料

品 目	料 金
家庭系ごみ(燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ)	10kgごと100円(税込)
資源類(アルミ缶、スチール缶、空きびん、紙パック、新聞、雑紙、ダンボール、古着、小型家電、刈草・剪定枝、紙製容器包装・その他紙類、ペットボトル、プラスチック製容器包装、廃食用油、羽毛布団) 発火性危険ごみ(カセット式ガスボンベ、スプレー缶、使い捨てライター等)、蛍光管、乾電池	無 料

資源置場の場所が変更になります

現在、焼却施設と破砕施設付近の2か所にある資源置場を廃止し、クリーンセンター正門東側に場所を変更します。なお、刈草・剪定枝置場は従来の場所から変更はありません。

搬入の際の注意事項

- 燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、資源は種類ごとに分別した上で持ち込んでください。
- ごみと資源を混載して持ち込む場合は、ごみを先に降ろし、その後に資源を降ろしてください(車に積む際は、ごみを先に降ろしやすいように積んでください)。
- 手数料の二重払いを防止するため、新しい指定ごみ袋は使用しないでください。降ろしやすい状態であれば袋に入れる必要はありません。袋に入れる場合は、内容物が確認できるよう透明か半透明の袋を使用してください。

ごみの持ち込み方法(順路はP9場内案内図の①～⑤をご覧ください)

◆ ごみ(燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ)と資源類を持ち込む場合

- 計量棟で重量を量ってください。(①)
- ごみを降ろしてください。(②)
- 再度計量し、ごみ処理手数料を支払ってください。(③)
- 資源置場に資源を降ろしてください。(⑤)